

議案第17号

小田原市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

[改正理由]

卸売市場法等が一部改正され、地方卸売市場の認定要件に市場で取り扱う指定飲食料品等の公表等に係る事項が追加されることに伴い、これに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

市長は、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公表しなければならないこととする。（第35条の3及び第60条の2関係）

- (1) 取扱品目のうち指定飲食料品等に該当するもの
- (2) (1)について、指定飲食料品等事業者等の間の取引において持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標
- (3) 飲食料品等の持続的な供給を図るため、飲食料品等事業者等の間の飲食料品等に係る取引において講ずるよう努めなければならない措置の内容

[適用]

令和8年4月1日